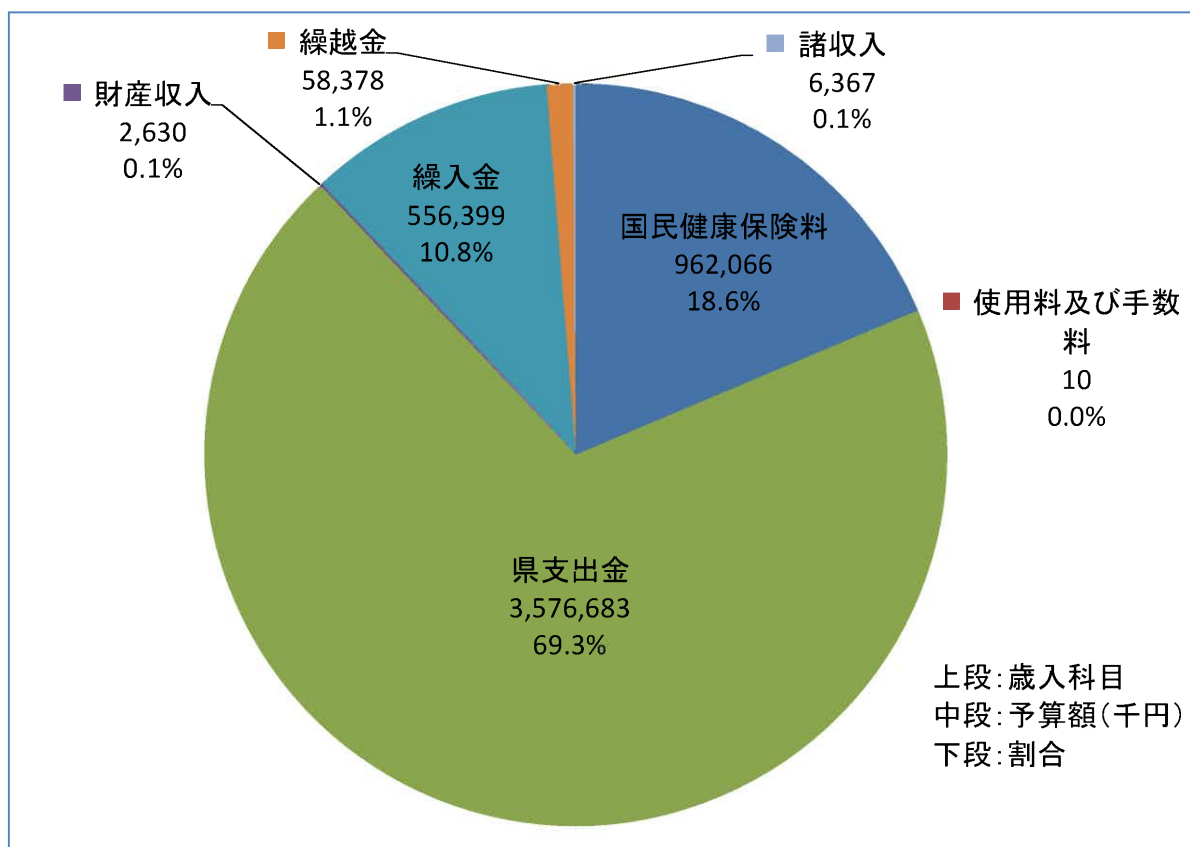


(1) 令和8年度土岐市国民健康保険特別会計予算(案)について

令和8年度国民健康保険特別会計予算(案)概要

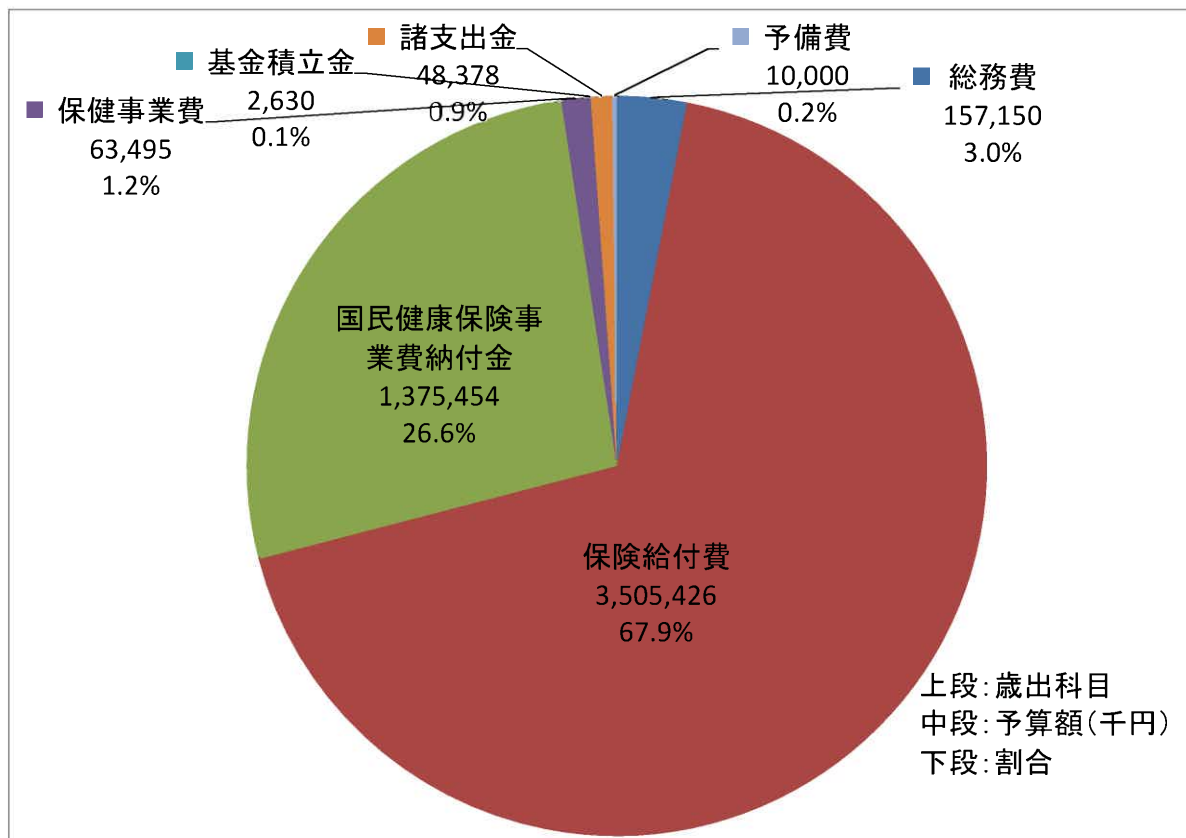
【歳入】



(単位:千円)

歳入科目		説明
国民健康保険料	962,066	国民健康保険事業費納付金を賄うための保険料収納見込額
使用料及び手数料	10	督促手数料
県支出金	3,576,683	普通交付金(保険給付費に対する県交付金) 特別交付金(特定健康診査等の費用に対する国・県負担分及び保険者努力に対する支援金等)
財産収入	2,630	基金利子
繰入金	556,399	一般会計繰入金(法定分等) 基金繰入金(保険料抑制及び保健事業活用分)
繰越金	58,378	前年度の歳入歳出差引分 前年度普通交付金の返還金、過年度保険料の還付金及び予備費に充当
諸収入	6,367	延滞金、第三者納付金(交通事故等第三者から受けた傷病に対する加害者負担金)、資格喪失後受診に係る返納金等
合計	5,162,533	

【歳出】



(単位：千円)

歳出科目		説明
総務費	157,150	レセプト点検、資格確認書等交付、国保料賦課・徴収、国保運営協議会等に係る事務経費
保険給付費	3,505,426	療養諸費・高額療養費（被保険者の医療費（本人負担分を除く）のうち国保が支払う費用等）、移送費、出産育児一時金、葬祭費
国民健康保険事業費納付金	1,375,454	市負担分として県に納付する納付金
保健事業費	63,495	特定健康診査・特定保健指導、人間ドック、糖尿病性腎症重症化予防事業、医療費通知、後発医薬品差額通知等の保健事業に係る費用
基金積立金	2,630	国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に不足が生じたときの財源、その他保健事業に要する費用に充てるための基金の積立金
諸支出金	48,378	還付金・還付加算金
予備費	10,000	予備費
合計	5,162,533	

令和8年度 土岐市国民健康保険特別会計予算（案）

【歳入】

（単位／千円・％）

科 目		令和8年度	令和7年度	比 較	
国民健康保険料	国民健康保険料	962,066	958,365	3,701	0.4
	医療給付費分現年度分	622,803	636,792	△ 13,989	△ 2.2
	後期高齢者支援金分現年分	221,404	233,298	△ 11,894	△ 5.1
	介護納付金分現年度分	78,155	75,701	2,454	3.2
	子ども・子育て支援金分現年度分	26,751	0	26,751	皆増
	医療給付費分滞納繰越分	8,355	8,155	200	2.5
	後期高齢者支援金分滞納分	3,095	2,946	149	5.1
	介護納付金分滞納繰越分	1,503	1,473	30	2.0
使用料及び手数料	督促手数料	10	10	0	0.0
国庫支出金	国庫補助金	0	9,257	△ 9,257	皆減
県支出金	保険給付費等交付金	3,564,679	3,779,862	△ 215,183	△ 5.7
	普通交付金	3,499,268	3,716,948	△ 217,680	△ 5.9
	特別交付金	65,411	62,914	2,497	4.0
	国庫負担金減額措置対策費補助金	12,004	9,782	2,222	22.7
	「清流の国ぎふ」SDGs推進ネットワーク 連携推進補助金	0	33	△ 33	皆減
	小 計	3,576,683	3,789,677	△ 212,994	△ 5.6
財 産 収 入	2,630	1,003	1,627	162.2	
繰入金	一般会計繰入金	460,526	450,701	9,825	2.2
	国民健康保険基金繰入金	95,873	110,000	△ 14,127	△ 12.8
	小 計	556,399	560,701	△ 4,302	△ 0.8
繰越金	58,378	56,200	2,178	3.9	
諸 収 入	6,367	6,363	4	0.1	
合 計	5,162,533	5,381,576	△ 219,043	△ 4.1	

【歳出】

(単位／千円・%)

科 目		令和8年度	令和7年度	比 較	
総	務 費	157,150	155,441	1,709	1.1
保 險 給 付 費	療 養 諸 費	3,030,633	3,152,057	△ 121,424	△ 3.9
	療 養 給 付 費	2,976,822	3,101,888	△ 125,066	△ 4.0
	療 養 費	39,608	35,555	4,053	11.4
	審 査 支 払 手 数 料	14,203	14,614	△ 411	△ 2.8
	高 額 療 養 費	454,736	558,828	△ 104,092	△ 18.6
	高 額 療 養 費	453,736	557,828	△ 104,092	△ 18.7
	高 額 介 護 合 算 療 養 費	1,000	1,000	0	0.0
	移 送 費	50	50	0	0.0
	出 産 育 児 一 時 金	15,007	20,009	△ 5,002	△ 25.0
	葬 祭 費	5,000	5,500	△ 500	△ 9.1
傷 病 手 当 金	0	1	△ 1	皆減	
	小 計	3,505,426	3,736,445	△ 231,019	△ 6.2
	国民健康保険事業費納付金	1,375,454	1,376,344	△ 890	△ 0.1
	保 健 事 業 費	63,495	56,143	7,352	13.1
	基 金 積 立 金	2,630	1,003	1,627	162.2
	諸 支 出 金	48,378	46,200	2,178	4.7
	予 備 費	10,000	10,000	0	0.0
	合 計	5,162,533	5,381,576	△ 219,043	△ 4.1

令和8年度土岐市国民健康保険特別会計予算（案）資料

◇◇ 被保険者数の推移 ◇◇

(単位：人)

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度見込	R8年度予算
一般被保険者	10,188	9,573	9,048	8,938	8,461

◇◇ 保険給付費の推移 ◇◇

(単位：千円)

年度	療養給付費	療養費	高額療養費	合計	1人当たり
R4	3,204,217	35,152	466,812	3,706,181	364
R5	3,139,835	35,310	477,443	3,652,588	382
R6	2,975,468	40,809	464,067	3,480,344	385
R7見込	2,832,822	34,582	425,889	3,293,293	368
R8予算	2,976,822	39,608	453,736	3,470,166	410

◇◇ 国民健康保険事業費納付金の推移 ◇◇

(単位：千円)

年度	医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金	子ども子育て支援納付金	合計	1人当たり
R4	945,159	333,189	116,618		1,394,966	136.9
R5	1,008,422	320,824	117,975		1,447,221	151.2
R6	926,534	332,967	111,278		1,370,779	151.5
R7	947,219	320,807	108,316		1,376,342	154.0
R8予算	924,473	312,520	107,008	31,451	1,375,452	162.6
対前年増減率（％）					△ 0.06	5.57

◇◇ 基金保有額の推移 ◇◇

(単位：千円)

年度	年度当初保有額	取崩額	積立額	年度末保有額
R4	767,264	85,000	40,580	722,844
R5	722,844	80,000	50,639	693,483
R6	693,483	90,000	36,949	640,432
R7見込	640,432	110,000	43,813	574,245
R8予算	574,245	95,873	2,630	481,002

◆◆ 特定健診受診率の推移 ◆◆

年度	受診対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（％）
R4	7,472	2,888	38.7%
R5	7,145	2,728	38.2%
R6	6,570	2,596	39.5%
R7見込	6,397	2,530	39.5%
R8予算	7,500	3,300	44.0%

[法定報告]

(2) 土岐市国民健康保険条例等の一部改正について

●国民健康保険条例の一部改正 (①6月議会で議決 ②③3月議会に上程)

① 保険料の徴収の特例(仮算定)の廃止 (第18条の2削除)

4月(仮算定)、8月(本算定)の2回で保険料の算定・通知を行っていたものを、令和8年度から4月の仮算定を廃止し、1か月前倒しで7月に本算定を行い通知する。当該年度分として賦課した保険料の納期については、7月から3月の9期とする。

【施行期日】令和8年4月1日施行

② 子ども・子育て支援納付金の新設

(第12条の2、第15条の13から第15条の16 他)

子ども子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)の施行に伴い「子ども・子育て支援金制度」が創設された。その財源とするべく「子ども・子育て支援納付金」を、子育て世帯を支える新しい仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代が負担するように、医療保険の保険料と合わせて拠出することになったため、国民健康保険料で「子ども・子育て支援納付金」を賦課徴収するよう必要な改正を行う。

【施行期日】令和8年4月1日施行

③ 保険料の賦課限度額と軽減判定所得基準の引き上げ

(第15条の6、第15条の17、19条 他関係箇所)

中間所得層の被保険者の保険料負担に配慮するため、国民健康保険法施行令の一部が改正され、保険料の賦課限度額と軽減判定所得基準が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うもの。

《賦課限度額》

	改正前 (令和7年度まで)	改正後 (令和8年度から)
基礎賦課分	66万円	<u>67万円</u>
後期高齢者支援金等賦課分	26万円	26万円
介護納付金賦課分	17万円	17万円
子ども・子育て支援納付金賦課分	—	<u>3万円</u>
合計	109万円	<u>113万円</u>

《軽減所得判定基準》

	改正前	改正後
5割軽減基準額	基礎控除額43万円 +30.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数 -1)	基礎控除額43万円 +31万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数 -1)
2割軽減基準額	基礎控除額43万円 +56万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数 -1)	基礎控除額43万円 +57万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数 -1)

【施行期日】令和8年4月1日から施行し、令和8年度以後の保険料に適用する。

●国民健康保険料減免取扱要綱の一部改正（第3条の2）

18歳以上被保険者均等割額の追加

「子ども・子育て支援納付金」の新設に伴い、当該納付金の賦課する項目に「18歳以上被保険者均等割額」が設置されたため、減免取扱要綱に同項目を明記する。

【施行期日】令和8年4月1日施行